

(証券コード 9632)
平成29年 4 月 5 日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
スバル興業株式会社
取締役社長 小林 憲 治

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年4月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時
（開場は午前9時10分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
有楽町ビル2階 有楽町スバル座（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第103期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.subaru-kougyou.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当社は、法令および当社定款第16条に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.subaru-kougyou.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、上記①～③は監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、また②および③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます**ようお願い申し上げます。また、**資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいます**ようお願い申し上げます。
- ◎ **開会間際は受付が混雑いたしますのでお早めにご来場ください。**
(開場は午前9時10分を予定しております。)

(添付書類)

事業報告

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、一方で企業収益の改善に足踏みがみられ、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れや英国のEU離脱問題の影響等、海外経済の不確実性が高まり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループはさらなる企業価値の向上を図るため、当連結会計年度を初年度とする3か年計画《中期経営戦略2016-2019TRY!2019》を策定し、その目標に向かい各事業において業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における売上高は202億5千5百万円（前期比0.1%減）、営業利益は21億6千9百万円（前期比16.7%増）、経常利益は22億1百万円（前期比16.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億6千2百万円（前期比19.0%増）となりました。

なお、経営の効率化を図る目的で、期中10月に連結子会社スバル・ソーラーワークス株式会社を吸収合併し、太陽光発電事業は関西支社所管といたしました。

以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

【道路関連事業部門】

道路関連事業は、公共投資が底堅い動きで推移しているものの、引き続き建設技能者の不足や材料・資機材の価格変動の動向等は、予断を許さない状況が続きました。当社の主力事業である道路維持・補修工事においては、老朽化している道路、道路附属設備および橋梁等のインフラ整備の需要は増しておりますが、競合他社も多く受注競争は激化しております。このような中、営業部門と現業部門との連携を密にし公共事業の総合評価方式への入札対応や積算精度の向上を図るとともに、受注工事の増工や民間下請工事等の受注にも積極的に取り組み、また、近年頻発する集中豪雨や大雪等の自然災害に迅速に対応するため施工体制の強化を図りました。各現場において原価管理の徹底によるコストの削減や業務の効率化を進め、利益の向上に努めましたところ、売上高は171億6百万円（前期比0.7%減）、セグメント利益は22億1千6百万円（前期比12.7%増）となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【レジャー事業部門】

『有楽町スバル座』における映画興行は、期中邦画18作品、洋画4作品の計22作品を上映し、「団地」をはじめ、「うさぎ追いし -山極勝三郎物語-」「海すずめ」等の邦画作品が好評を博し、売上高は前期を上回りました。

飲食事業は、消費者の節約志向が依然として継続しており、人手不足による人件費の増加や天候不順等による材料費の高騰等が影響し、また、夏季に頻発した台風等の影響で一部商品の出荷が停止する等、厳しい事業環境となりました。このような中、食品・衛生管理の徹底を図り、季節に合わせた魅力ある新メニューの販売を行い、接客サービスの向上や、ランチタイムのオードブルバイキング等の新サービス提供による集客増を図り、収益の向上に努めましたところ、売上高は前期を上回りました。

なお、期中2月に『ドトールコーヒESHOP大宮駅前店』を開店し、同4月にイタリア料理『トラットリアADONE青山店』を閉店いたしました。

マリナー事業は、ヨットレース「スバルザカップ」の開催や「ハワイアンフェスティバル」等の各種イベントを実施し、利用者サービスに努めましたところ、『東京夢の島マリナー』『浦安マリナー』とともに契約艇数が高水準で推移いたしました。また、「イーノの森Dog Garden」やバーベキューステーション、駐車場等の利用者が増加し、関連する船舶管理業務の受注等もあり、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、レジャー事業部門全体の売上高は25億3千8百万円（前期比3.3%増）となり、セグメント利益は1億3千7百万円（前期比42.8%増）となりました。

【不動産事業部門】

不動産事業は、期中『吉祥寺スバルビル』で一部テナントの入替があったものの、『新木場倉庫』をはじめ他の賃貸物件は堅調に稼働したため、売上高は6億1千万円（前期比1.4%増）、セグメント利益は3億8千8百万円（前期比4.6%増）となりました。

（注）営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（27億4千2百万円）から全社費用（5億7千2百万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（総務・経理等管理部門に係る費用）であります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は10億8千8百万円で、その主なものは道路関連事業における作業用車両の購入および事業用地の取得等に係わるものであります。

なお、これに要した資金はすべて自己資金でまかなっております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 (平成26年1月期)	第101期 (平成27年1月期)	第102期 (平成28年1月期)	第103期 (平成29年1月期)
売上高	17,703 ^{百万円}	20,073 ^{百万円}	20,279 ^{百万円}	20,255 ^{百万円}
営業利益	1,024	1,776	1,858	2,169
経常利益	1,069	1,813	1,892	2,201
親会社株主に帰属する当期純利益	639	1,056	1,229	1,462
1株当たり当期純利益	24.44 ^円	40.40 ^円	47.13 ^円	56.41 ^円
総資産	19,698 ^{百万円}	20,870 ^{百万円}	21,889 ^{百万円}	22,535 ^{百万円}
純資産	16,446	17,296	18,250	19,314

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を図るため、2016年から2019年までの3か年を対象期間とする《中期経営戦略2016－2019 TRY！2019》を昨年3月に策定し、役職員一丸となって取り組んでおります。

当社グループの主力事業である道路関連事業部門を取り巻く国内環境は、政府の成長戦略、国土強靱化政策、防災・減災対策の推進等によりインフラ整備が進められる等、堅調に推移するものと予測され、加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け関連するインフラ整備が進められる予定となっており、好調な事業環境が継続するものと期待されます。このような状況のもと、当部門では受注拡大に向けた体制の強化を図り、道路の維持管理業務の継続・拡大に努めてまいります。また、各高速道路等で進められている大規模更新・修繕事業における施工協力やこれに附随する交通規制業務等、およびインフラ整備に伴う道路清掃業務等の受注に向け積極的に営業を展開してまいります。さらに、環境対策製品等の技術開発やその他新規事業への参入に向け取り組んでまいります。

レジャー事業部門の映画興行は、『有楽町スバル座』の単館ならではの独自性ある、お客様に感動を与える作品を上映するとともに、収益の向上に努めてまいります。

飲食事業は、既存飲食店舗においてお客様に快適な店づくりを進めるとともに、店舗運営の効率化を進め、収益の向上に努めてまいります。また、条件の良い店舗物件を見定め、新規店舗のオープンを目指します。物品販売では、高速道路売店への積極的な営業と的確な商品提案を行うとともに、新規開拓に努めてまいります。

マリーナ事業は、『東京夢の島マリーナ』および『浦安マリーナ』における顧客サービスの更なる向上を図り、両マリーナの継続的な運営に努めるとともに、新規運営マリーナの受注を目指してまいります。

不動産事業部門は、所有物件の計画的な修繕を実施し、テナントニーズへの付加価値を創造するとともに、新規物件の取得を視野に入れて取り組んでまいります。

また、新たな収益源となる「新領域事業」を模索し、M&A等の投資可能性も追求しながら、収益基盤の多様化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層の温かいご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（平成29年1月31日現在）

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東 宝 株 式 会 社	10,355	52.22 (1.11)	映画の製作・配給および興行、演劇の製作および 興行、不動産の賃貸他

（注）親会社の当社への出資比率の（ ）内は、間接所有分内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 親会社との取引にあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社へ資金の貸付を行っておりますが、当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。

イ. 親会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

資金貸付は、利率・返済条件等について当社に不利でないことを、期中の取締役会で再確認しております（ただし、親会社役員兼務取締役は決議に加わっておりません。）。以上により、当社の利益を害するものでないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
ハイウェイ開発株式会社	100	100.00	道路の維持管理・補修工事 有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社東京ハイウェイ	86	85.00	道路の維持管理・補修工事、 有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社ビルメン総業	40	100.00	建物の保守管理・清掃業務
株式会社協立道路サービス	40	100.00	道路の維持管理
京阪道路サービス株式会社	10	100.00	道路の維持管理

③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成28年10月1日をもって連結子会社であるスバル・ソーラーワークス株式会社を吸収合併し、同社が営んでおりました太陽光発電事業に関する全ての権利義務を承継しております。

(6) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

事業区分	主 要 な 事 業
道路関連事業	道路および道路附帯設備の維持・清掃、補修工事の請負、有料道路等の売店運営業務の受託、太陽光発電事業
レジャー事業	映画興行、飲食・物販等の顧客サービス事業、マリーナの運営事業
不動産事業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所および施設（平成29年1月31日現在）

① 当社

名 称	事業所数	所 在 地
本社	1	東京都
関西支社	1	大阪府
東北支店	1	宮城県
名古屋支店	1	愛知県
道路作業基地	14	青森県、秋田県、宮城県、東京都6カ所、愛知県、大阪府、兵庫県3カ所
映画館	1	東京都
飲食店・喫茶店	11	東京都9カ所、埼玉県2カ所
賃貸ビル・倉庫・土地	6	東京都4カ所、千葉県、大阪府
駐 車 場	3	岩手県、千葉県2カ所
マリーナ	2	東京都、千葉県
物品販売事業所	3	東京都、神奈川県、埼玉県
太陽光発電所	3	兵庫県

② 子会社

名 称	所 在 地
ハイウェイ開発株式会社	本社（東京都）、事業所7カ所（東京都他）
株式会社東京ハイウェイ	本社（東京都）、事業所8カ所（静岡県他）
株式会社ビルメン総業	本社（東京都）、事業所1カ所（東京都）
株式会社協立道路サービス	本社（兵庫県）、事業所2カ所（兵庫県）
京阪道路サービス株式会社	本社（大阪府）、事業所1カ所（大阪府）

(8) 従業員の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
道路関連事業	339名	(253名)
レジャース事業	50名	(186名)
不動産事業	5名	(3名)
全社（共通）	17名	(-)
合計	411名	(442名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 従業員数には、嘱託87名を含みます。
 3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199名 (23名)	△6名 (15名)	44.8才	14.2年

- (注) 1. 従業員数は、嘱託47名、受入出向者46名を含みます。
 ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託を含みません。
 2. 従業員数には、出向者29名を含みません。
 3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(9) 主要な借入先（平成29年1月31日現在）

該当する事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項（平成29年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 26,620,000株
- ③ 株主数 4,673名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 宝 株 式 会 社	13,607 ^{千株}	52.88 [%]
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	768	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	412	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	291	1.13
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY	280	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	177	0.68
株 式 会 社 東 宝 サ ー ビ ス セ ン タ ー	169	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	157	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	157	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	156	0.60

- (注) 1. 当社は、自己株式888,506株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する事項

平成28年9月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 322,000株
- ③ 株式の取得価格の総額 130,410,000円
- ④ 取得日 平成28年9月27日
- ⑤ 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

また、単元未満株式の買取請求により、当社普通株式9,010株（取得価格の総額3,762,683円）を期中に取得しております。

(3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成29年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 憲 治	
代表取締役専務取締役	松 丸 光 成	管理本部長兼レジャー事業本部長兼同本部興行部長 兼不動産経営部長
常務取締役	佐 波 宏 夫	管理本部経理部長
常務取締役	永 田 泉 治	道路関連事業本部長兼同本部管理部長
取締役	堀 内 信 之	関西支社長兼同支社総務部長兼同支社管理部長
取締役	今 沢 宏 之	関西支社技術部長
取締役	岡 部 一 朗	道路関連事業本部東北支店長
取締役	太 古 伸 幸	東宝株式会社 常務取締役
取締役	高 橋 昌 治	東宝株式会社 取締役 東宝不動産株式会社 代表取締役社長
取締役	宮 家 邦 彦	
常勤監査役	遠 藤 信 英	
常勤監査役	鈴 木 誠 之	
監 査 役	野 元 三 夏	

- (注) 1. 宮家邦彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 遠藤信英氏および野元三夏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、宮家邦彦氏および野元三夏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 遠藤信英氏は東宝不動産株式会社の取締役経理担当兼経理部長の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- 取 締 役 永 田 泉 治 平成28年4月27日 常務取締役就任
- 常勤監査役 池 田 和 夫 平成28年4月27日 退任
- 監 査 役 遠 藤 信 英 平成28年4月27日 常勤監査役就任
- 野 元 三 夏 平成28年4月27日 監査役就任
6. 高橋昌治氏の重要な兼職先である東宝不動産株式会社は、平成29年3月1日をもって親会社の東宝株式会社吸収合併したことにより、解散いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	10名 (1)	115百万円 (4)
監査役（うち社外監査役）	4名 (3)	31百万円 (18)
合 計	14名 (4)	147百万円 (22)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 上記監査役の支給人数には、平成28年4月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成20年4月25日開催の第94回定時株主総会において、取締役報酬額は年額1億6千万円以内、監査役報酬額は年額5千万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は1名で4百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主 な 活 動 状 況
取締役	宮 家 邦 彦	該 当 な し	当事業年度に開催された取締役会11回のうち8回に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役	遠 藤 信 英	該 当 な し	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会12回のうちその全てに出席し、常勤監査役として業務監査の観点から、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監 査 役	野 元 三 夏	該 当 な し	平成28年4月27日の監査役就任以降に開催された取締役会8回、監査役会8回のうちその全てに出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
ア. 当事業年度に係る報酬等の額	百万円 34
イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 34

- (注) 1. 監査役会は、前事業年度監査について提出された監査計画および実績の評価、ならびに当事業年度について提出された監査計画の適否と、これに対応する報酬等の額の見積りの相当性を検討しており、会計監査人の報酬等の額は適切と判断しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社の監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、または再任しない方針です。

- (注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	12,163,637	流 動 負 債	2,491,955
現金及び預金	5,632,227	支払手形及び買掛金	1,390,205
受取手形及び売掛金	4,443,393	リ ー ス 債 務	3,902
た な 卸 資 産	757,348	未 払 法 人 税 等	365,753
繰 延 税 金 資 産	73,721	賞 与 引 当 金	74,059
短 期 貸 付 金	1,200,000	役 員 賞 与 引 当 金	12,800
そ の 他	94,490	資 産 除 去 債 務	8,932
貸 倒 引 当 金	△37,544	そ の 他	636,302
固 定 資 産	10,372,172	固 定 負 債	729,494
有 形 固 定 資 産	8,737,781	リ ー ス 債 務	8,337
建 物 及 び 構 築 物	2,441,517	繰 延 税 金 負 債	5,086
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,580,766	退 職 給 付 に 係 る 負 債	180,895
土 地	4,568,170	資 産 除 去 債 務	241,841
リ ー ス 資 産	11,215	そ の 他	293,332
建 設 仮 勘 定	723		
そ の 他	135,388	負 債 合 計	3,221,449
無 形 固 定 資 産	26,915	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	26,915	株 主 資 本	18,856,375
投 資 そ の 他 の 資 産	1,607,475	資 本 金	1,331,000
投 資 有 価 証 券	121,160	資 本 剰 余 金	1,057,028
繰 延 税 金 資 産	51,867	利 益 剰 余 金	16,796,533
差 入 保 証 金	824,678	自 己 株 式	△328,187
保 険 積 立 金	498,430	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,774
そ の 他	125,703	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,774
貸 倒 引 当 金	△14,365	非 支 配 株 主 持 分	447,210
資 産 合 計	22,535,809	純 資 産 合 計	19,314,360
		負 債 純 資 産 合 計	22,535,809

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年 2 月 1 日から
平成29年 1 月31日まで)

科 目		金 額
売上高 営業費用 一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息及び配当金 その他 営業外費用 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 保険解約戻金 特別損失 減損損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	千円	千円
		20,255,625
		16,797,781
		3,457,844
		1,288,150
		2,169,693
	3,301	
	40,885	44,186
		12,849
		2,201,030
	300	
	8,405	8,705
	17,350	17,350
		2,192,385
	713,497	
	△4,277	709,219
		1,483,166
		20,259
		1,462,906

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(平成29年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	8,471,704	流 動 負 債	1,752,289
現金及び預金	3,537,126	買掛金	1,059,636
受取手形	22,262	リース債務	3,636
売掛金	3,070,611	未払金	121,384
商材及び貯蔵品	34,617	未払費用	65,838
原材料及び貯蔵品	30,999	未払法人税等	218,343
未成工事支出金	602,186	前受金	216,469
前払費用	74,122	預り金	15,048
繰延税金資産	46,430	賞与引当金	43,000
短期貸付金	1,070,000	資産除去債務	8,932
その他の貸倒引当金	17,399	固 定 負 債	584,593
	△34,053	リース債務	7,539
固 定 資 産	9,882,570	長期未払金	29,227
有形固定資産	7,891,421	長期預り保証金	242,256
建物	2,184,243	繰延税金負債	5,086
構築物	67,207	退職給付引当金	58,639
機械及び装置	1,165,328	資産除去債務	241,841
船舶	12,023	負 債 合 計	2,336,882
車両運搬具	251,363	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	79,417	株 主 資 本	16,006,618
土地	4,120,913	資本金	1,331,000
リース資産	10,202	資本剰余金	1,057,028
建設仮勘定	723	資本準備金	1,057,028
無形固定資産	213,036	利益剰余金	13,946,776
借地権	194,037	利益準備金	332,750
ソフトウェア	8,626	その他利益剰余金	13,614,026
電話加入権	10,373	固定資産圧縮積立金	279,728
投資その他の資産	1,778,111	別途積立金	4,415,500
投資有価証券	63,169	繰越利益剰余金	8,918,797
関係会社株	420,479	自 己 株 式	△328,187
長期貸付金	188,622	評価・換算差額等	10,774
長期前払費用	9,495	その他有価証券評価差額金	10,774
差入保証金	695,754	純 資 産 合 計	16,017,392
その他の他	414,956	負 債 純 資 産 合 計	18,354,274
貸倒引当金	△14,365		
資 産 合 計	18,354,274		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 2 月 1 日から
平成29年 1 月31日まで)

科 目		金	額
		千円	千円
売 上 高			13,940,034
営 業 費 用			11,444,463
売 上 総 利 益			2,495,571
一 般 管 理 費			987,325
営 業 利 益			1,508,246
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,860		
そ の 他	34,005		71,866
営 業 外 費 用			
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	19,000		
そ の 他	3,201		22,201
経 常 利 益			1,557,910
特 別 利 益			
保 険 解 約 返 戻 金	8,405		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	16,859		25,265
特 別 損 失			
減 損 損 失	17,350		17,350
税 引 前 当 期 純 利 益			1,565,825
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	482,000		
法 人 税 等 調 整 額	△747		481,252
当 期 純 利 益			1,084,573

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月10日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年3月10日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スバル興業株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその付属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月14日

スバル興業株式会社 監査役会

常勤監査役 遠 藤 信 英 ㊞
社外監査役
常勤監査役 鈴 木 誠 之 ㊞
社外監査役 野 元 三 夏 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な利益還元も経営の重要な課題と認識しております。当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移したことを勘案し、普通配当に特別配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金9円25銭（うち、普通配当3円75銭、特別配当5円50銭）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は238,016,320円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年4月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、当社株式について株式併合を実施したいと存じます。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年8月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

(注) 株式併合の割合に合わせて、当社の発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するものでありますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動等他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

5. その他

本案件に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、現行定款第8条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、第2号議案「株式併合の件」の株式併合の効力発生日である平成29年8月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会における迅速かつ適正な意思決定および社外取締役による監督・監査機能の強化を図るとともに、経営の透明性・公正性の確保を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ より現状に即した記載にするため、目的事項（現行定款第2条）の一部を変更するものであります。
- ④ その他上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更をあわせて行うものであります。なお、本定款の変更は、①を除き本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
〔目的〕	〔目的〕
第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
(1) ～ (2) (条文省略)	(1) ～ (2) (現行どおり)
(3) 物品販売ならびに飲食店の経営	(3) 物品および酒類の販売ならびに飲食店の経営
(4) ～ (27) (条文省略)	(4) ～ (27) (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
〔機関〕	〔機関〕
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
〔発行可能株式総数〕	〔発行可能株式総数〕
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
第7条 (条文省略) [単元株式数] 第8条 当会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 第9条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第15条 (条文省略) [株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供] 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第17条～第18条 (条文省略) [総会議事録] 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法務省令に定める事項を記載し、または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u>	第7条 (現行どおり) [単元株式数] 第8条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 第9条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条～第15条 (現行どおり) [株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供] 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第17条～第18条 (現行どおり) [総会議事録] 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他<u>法令に定める事項を記載し、または記録する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 [取締役の定員および選任] 第20条 当社の取締役は<u>12名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u> (新 設) <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設) [取締役の任期] 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役および取締役会 [取締役の員数] 第20条 当社の取締役は<u>18名以内とする。</u> <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とし、その過半数は社外取締役とする。 (削 除) (削 除) [取締役の選任] 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>4</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 [取締役の任期] 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
<u>2</u> 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	<u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3</u> 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
[代表取締役、役付取締役および相談役] 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <u>2</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 <u>3</u> <u>取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</u>	[代表取締役および役付取締役] 第<u>23</u>条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 <u>2</u> 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (削 除)
[取締役会の権限] 第<u>23</u>条 (条文省略) (新 設)	[取締役会の権限] 第<u>24</u>条 (現行どおり) <u>2</u> <u>前項にかかわらず、当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
[取締役会の招集権者および招集手続] 第24条 (条文省略) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 (新 設) 3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。 [取締役会の議長] 第25条 (条文省略) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。 第26条 (条文省略)	[取締役会の招集権者および招集手続] 第25条 (現行どおり) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が招集する。 3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の2日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。 [取締役会の議長] 第26条 (現行どおり) 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が議長となる。 第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
[取締役会の決議の省略] 第27条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 第28条（条文省略） [取締役会議事録] 第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載し、または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 [取締役の報酬等] 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって定める。 第31条 （条文省略）	[取締役会の決議の省略] 第28条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第29条（現行どおり） [取締役会議事録] 第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 [取締役の報酬等] 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第32条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
[<u>常勤監査役</u>] 第34条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u> [<u>監査役会の招集手続</u>] 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u> [<u>監査役会の決議方法</u>] 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> [<u>監査役会規程</u>] 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> [<u>監査役会議事録</u>] 第38条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載し、または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u>	(削 除) [<u>監査等委員会の招集手続</u>] 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u> [<u>監査等委員会の決議方法</u>] 第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> [<u>監査等委員会規程</u>] 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> [<u>監査等委員会議事録</u>] 第36条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載し、または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u>

招集、
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<u>[監査役の報酬等]</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>[監査役の責任免除]</u> 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略) <u>[会計監査人の報酬等]</u> 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第44条～第46条 (条文省略)	(削 除) (削 除) 第6章 会計監査人 第37条～第38条 (現行どおり) <u>[会計監査人の報酬等]</u> 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第40条～第42条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>[監査役の責任免除等に関する経過措置]</u> 第1条 当社は、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、<u>当該変更前の当会社定款第40条の定めるところによる。</u>
(新 設)	<u>[単元株式数の変更等に関する経過措置]</u> 第2条 第103回定時株主総会において決議された定款一部変更のうち、第6条および第8条の変更は、平成29年8月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本条は、<u>当該効力発生後、これを削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	こ ばやし けん じ 小 林 憲 治 (昭和30年1月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社取締役 平成14年9月 当社道路(現:道路関連)事業本部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成16年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成16年4月 当社管理本部長 平成20年2月 当社道路関連事業本部長 平成22年4月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当	12,000株
<取締役候補者とした理由> 小林憲治氏は、当社の各事業部門で実績を積み、平成16年に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し、代表取締役社長として当社の経営全般を担っております。同氏の豊富な経験が当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	まつ まる みつ なり 松 丸 光 成 (昭和30年2月27日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 当社管理本部総務部長兼社長室長 平成11年 4 月 当社取締役 平成14年 9 月 当社道路(現:道路関連)事業本部関西支社長 平成22年 4 月 当社常務取締役 平成24年 4 月 当社代表取締役常務取締役 平成24年 7 月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 平成26年 4 月 当社代表取締役専務取締役(現任) 平成26年 6 月 当社管理本部長兼レジャー事業本部長兼 同本部興行部長兼不動産経営部長 平成29年 3 月 当社管理本部長兼レジャー事業本部長兼 同本部興行部長兼不動産経営担当(現任)	10,000株
		<取締役候補者とした理由> 松丸光成氏は、当社グループの幅広い部門の責任者として、豊富な業務経験と実績を有しており、代表取締役専務取締役として当社の経営全般を担っております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	
3	さ ば ひろ お 佐 波 宏 夫 (昭和28年9月19日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 当社管理本部経理部部长 平成16年 4 月 当社取締役 平成16年 4 月 当社管理本部経理部長 平成24年 4 月 当社管理本部長兼同本部経理部長 平成26年 4 月 当社常務取締役(現任) 平成29年 3 月 当社管理本部経理担当(現任)	8,000株
		<取締役候補者とした理由> 佐波宏夫氏は、長年にわたり当社グループの経理・財務部門の業務に携わり、豊富な業務経験と専門知識を有しており、経理・財務部門の責任者として当社の経営を担っております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	なが た せん じ 永 田 泉 治 (昭和35年2月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年3月 当社関西支社技術部部长 平成24年4月 当社取締役 平成24年4月 当社関西支社技術部長 平成26年6月 当社道路関連事業本部长兼同本部管理部长 (現任) 平成28年4月 当社常務取締役(現任)	5,000株
	<取締役候補者とした理由> 永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、豊富な業務経験と専門知識を有しており、道路関連事業部門の責任者として経営を担っております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
5	ほり うち のぶ ゆき 堀 内 信 之 (昭和32年7月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社取締役(現任) 平成22年4月 当社関西支社管理部长 平成24年7月 当社関西支社長兼同支社総務部长兼同支社 管理部长(現任)	7,000株
	<取締役候補者とした理由> 堀内信之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、豊富な業務経験と実績を有し、関西地区全体の責任者として当社の経営を担っております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	いま ざわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之 (昭和37年7月31日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年4月 当社関西支社名古屋支店長 平成24年3月 当社関西支社技術部部长兼同支社名古屋支 店長 平成24年4月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社関西支社技術部長(現任)	7,000株
	<取締役候補者とした理由> 今沢宏之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、豊富な業務経験と技術的な専門知識を有しており、当社の経営に携わっております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	おかべいちろう 岡部 一郎 (昭和30年1月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 当社道路関連事業本部マリナー事業部長 ※ 平成22年4月 当社レジャー事業本部長代理兼同本部興行部長兼同本部外食部長兼事業部長(現:飲食事業部長)兼不動産経営部長 平成26年4月 当社取締役(現任) 平成26年6月 当社道路関連事業本部東北支店長(現任) ※マリナー事業部は平成26年6月にレジャー事業本部に移管しております。	1,000株
<取締役候補者とした理由> 岡部一郎氏は、当社グループの幅広い部門で業務に携わり、各部門において豊富な業務経験と実績を有しており、東北地区の責任者として当社の経営に携わっております。同氏は、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
8	たこ のぶ ゆき 太古 伸 幸 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 東宝(株)入社 平成17年4月 同社グループ経営企画(現:経営企画)部長 平成20年5月 同社取締役 平成22年5月 (株)東宝ビジネスサポート代表取締役社長(現任) 平成24年4月 東宝(株)経営企画担当兼経営企画部長 平成26年4月 当社取締役(現任) 平成26年5月 東宝(株)常務取締役(現任) 平成26年5月 同社経営企画担当兼人事管掌兼総務管掌 平成28年5月 同社経営企画担当兼人事管掌兼総務管掌兼不動産経営管掌(現任) 【重要な兼職状況】 東宝(株) 常務取締役	1,000株
<取締役候補者とした理由> 太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)において、経営企画をはじめとする管理部門において豊富な業務経験を有し、企業経営に精通しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから、企業価値の向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在または過去5年間ににおいて、当社の特定関係事業者(親会社)である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	社外取締役候補者 独立役員候補者 みやけくにひこ 宮 家 邦 彦 (昭和28年10月12日生)	昭和53年 4 月 外務省入省 平成 8 年 7 月 同省 中近東アフリカ局中近東第二課長 平成10年 1 月 同省 中近東アフリカ局中近東第一課長 平成10年 8 月 同省 北米局日米安全保障条約課長 平成12年 9 月 同省 在中華人民共和国日本国大使館 公使 平成16年 1 月 同省 在イラク日本国大使館 公使 平成16年 7 月 同省 大臣官房参事官兼中東アフリカ局参事官 兼内閣事務官 平成17年 8 月 (株)外交政策研究所 代表取締役 (現任) 平成18年 4 月 立命館大学客員教授 (現任) 平成18年10月 総理公邸連絡調整官 平成21年 4 月 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 (現任) 平成26年 4 月 当社社外取締役 (現任)	0株
<社外取締役候補者とした理由> 宮家邦彦氏は、長く外務省に勤務し多くの重職を歴任され、その幅広い活動による高い見識および豊富な経験を活かして、当社の経営判断に独立した立場からの適切な助言が期待できるため、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
10	新 任 候 補 者 いし づか やすし 石 塚 泰 (昭和30年7月15日生)	昭和53年4月 東宝(株)入社 平成15年4月 同社労政部長 平成20年5月 同社取締役(現任) 平成21年6月 同社人事労政部長 平成26年5月 同社人事・総務担当(現任) 【重要な兼職状況】 東宝(株) 取締役	0株
	<取締役候補者とした理由> 石塚泰氏は、親会社である東宝(株)において、管理部門の実務を幅広く経験され、同社の取締役として会社経営に携わっております。その豊富な業務経験を当社グループの運営に的確な助言が期待できるため、企業価値の向上に資すると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。 ●同氏は、現在または過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者(親会社)である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。		
11	新 任 候 補 者 たけ しま よし き 竹 島 美 喜 (昭和34年10月24日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年11月 当社社長室長 平成24年4月 当社管理本部総務部長(現任)	2,000株
	<取締役候補者とした理由> 竹島美喜氏は、当社グループの主力事業である道路関連事業の実務を経験し、その後、管理部門において人事、総務、経営企画を担当しております。その豊富な業務経験が、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
	社外取締役候補者 独立役員候補者 えん どう のぶ ひで 遠 藤 信 英 (昭和34年1月4日生)	昭和56年4月 東宝不動産(株)入社 平成19年7月 同社管理本部経理部長 平成22年5月 同社取締役 平成24年4月 当社社外監査役 平成24年5月 東宝不動産(株)取締役経理担当兼経理部長 平成28年4月 当社社外常勤監査役(現任)	1,000株
	<監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 遠藤信英氏は、東宝不動産(株)の取締役として会社経営に関与された経歴があり、また、経理業務の専門家としての経験から、当社経営全般に対する十分な監査を期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
1	●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。 ●同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。 ●同氏は過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者(親会社)である東宝不動産(株)の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記略歴に記載のとおりであります。 なお、東宝不動産(株)は平成27年7月24日付にて、同社が保有する当社の全株式(13,324,440株、議決権所有割合51.77%)を、同社の親会社である東宝(株)に現物配当したことにより、同日以降、当社の兄弟会社に該当いたします。 また、同社は、平成29年3月1日付で東宝(株)が吸収合併したことにより、解散いたしました。		

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
かん だ ふみ ひろ 神 田 文 浩 (昭和48年9月26日生)	平成17年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成17年10月 大西昭一郎法律事務所 入所 平成28年 1 月 はるにれ法律事務所開設 現在に至る	0株

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞

神田文浩氏は当社の事情に明るく、かつ弁護士としての専門的な知識や経験に基づく独立・公正な立場からの意見が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 同氏は補欠の監査等委員である取締役の候補者であり、同氏からは、監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令の定める員数を欠く場合において、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。
- 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成20年4月25日開催の第94回定時株主総会において、年額1億6千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内（うち社外取締役1千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

また、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）であり、本案件に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

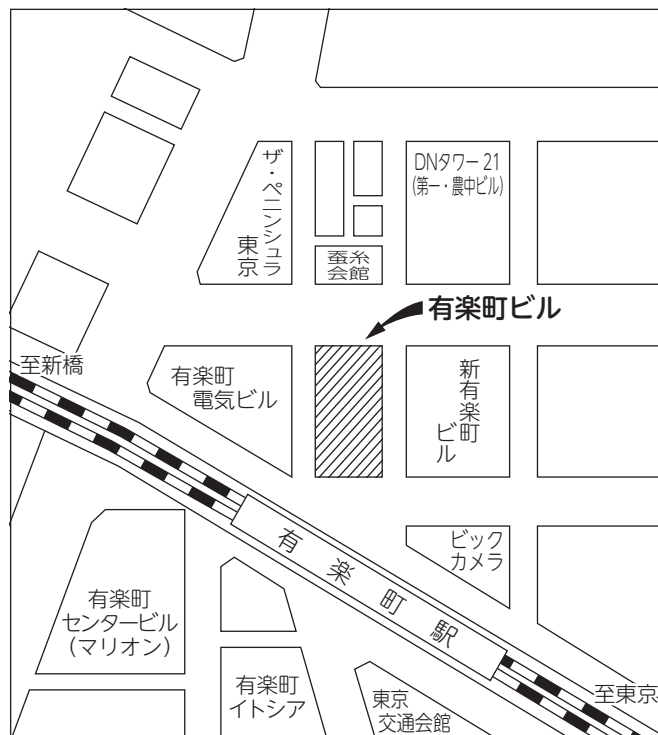
つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号

有楽町ビル2階 有楽町スバル座

〔JR有楽町駅 日比谷口前〕

スバル興業株式会社

Tel (03) 3213-2861 (代)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。